

事業主の皆さんへ

雇用保険の正しい受給に御協力を

働きながら失業給付を受給することはできません

雇用保険の失業給付は、被保険者である労働者が失業した場合に、生活の安定を保障しつつ再就職の促進を図ることを目的としています。

ところが、一部に働きながら、偽って失業給付を受ける不正受給が後を絶ちません。制度を正しく運用するために御協力をお願いします。



「雇入年月日」にご注意

労働者を採用した場合、雇入年月日の理解が不正確だと、不正受給につながるおそれがあります。試用期間や見習期間も雇入れ期間のうちですから、この期間について失業給付を受けても不正受給になります。



採用証明書、離職状況証明書などは正確に

雇入年月日をはじめ、賃金や労働日数、働いていた期間、離職理由などについて、事実と相違する書類を使って不正受給をする悪質な事例もあります。偽りの記載を求められても絶対に受け入れないようにしてください。

また、求職活動を行っていないにもかかわらず偽った申告をした場合も不正受給となります。

事業主の皆さんが偽りの証明を行ったり、承知しながら見逃した場合、連帯責任を問われることとなりますので御注意ください。



内職・アルバイト・手伝いも…申告が必要です

就職はもちろんのこと、内職・アルバイト・手伝いなどをした場合は、ハローワークへ申告しなければなりません。

申告された内容によって、就労があれば就業手当が支給される場合があります。また、内職収入などの場合は、減額措置がとられますが、失業給付を受ける資格を失うものではありません。

必ず届け出るよう御指導ください。

